

# 学校の体育施設を一般に開放します

学校の体育施設

を広くみなさ

んに開放するこ

ととなり、七月

一日から実施さ

れることになり

ました。

これはお隣住

民のスポーツ活

動を活潑にする

ために、地域社

会の中心的な存

在である学校の

体育施設を一般

的に入用してい

たいたごうとして

決められたのです。以下の十か

月度は、この

市町村がモデル的に選定され、県

がその施設の一帯を補助して実施

されるものです。

## 施設の開放要領

□ 要領

施設を大いに利用しましよう

といながから合理的

に用ひる豊かな社会生活の形成に

寄与することを目的にしています

□ 施設利用の対象となるスポーツ

施設における恒例行事、スポ

ーツ教室、スケーティング、水泳

長時間休業中、夜間などで学校教育

および学校管理上に支障のない日

二十四項目にわたって調査

## 国勢調査

二十九項目にわたって調査

国勢調査の実施者は、内閣総理

大臣ですが実際にはその事務を担当

するのは陸海空軍事務局で調査を統

一の企画課、計画課の業務がござ

ります。地方では県が国

で行なわれます。地方では県が国

が設けられましたが、平均五十五歳

が任命しますが、県下で五四〇

人あまりあります。

調査の要点は、人口をもれなく

重複なく調査することにあります

が、このほか氏名、生年月日をは

じめとして二十四項目にわたりて

施設を利用したい人は、年譜は

じめに町の教育委員会に登録をし

ます。途中での登録も必要に応じ

認められます。

□ 施設の利用許可は…

施設を利用しようとすると人は、

教育委員会に申し出ることとし

教育委員会は申請書依頼の意見に

基づき、学校運営上支障がなくそ

の申し出が適当なものと認められ

る場合は、利用許可されます。

□ 施設の管理は…

施設の管理は、教育委員会がそ

の責任において管理することを原

則としますが、管理上の過失をは

ば、利用者に損害を負わせる場合

等が、施設開設による指導

員が設けられ、町の体育指導委員

、各学校体育主任、など

が指導助言にあたります。

□ 施設利用の日時

土曜日の午後、日曜日、祝祭日

市町村が主催する運動会等

などを行なう都道府県も内閣総理大

市町村では、六・七、八月にかけ

て都道府県の事務打合せ、七月にか

けで都道府県の事務打合せ、七月にか

けで都道府県の事務打合せ、七月にか